

「人権を確かめあう日」集会決議（案）

一九八九年、市町村人権同和問題「啓発連協」は、差別撤廃・人権尊重をめざす世論をもつとめつと高めたい、広めたい、そのためにも社会的雰囲気の高揚を県内市町村が一丸となつてめざそう。そして、その輪が県民運動となり、

真に人権がくらしの中で生き生きと脈打つ社会を創造していく。そんな思いを込め、「人は等しい」を宣言葉に、

毎月十一日を「人権を確かめあう日」と設定・提唱してきました。

この取り組みも、今年は二十九年目となり、県民運動として着実な広まりをみています。

さて、昨年一〇一六年には、「障害者差別解消法」、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」、「奈良県犯罪被害者等支援条例」、「イトスピーチ解消推進法」、「部落差別解消推進法」等、人権にかかる法律が次々と成立し施行されました。とりわけ、部落差別の解消をめざすとした「部落差別解消推進法」成立は大きな意義があり、差別解消への力にしていかなければなりません。

今、私たちの社会は、部落差別をはじめ、「ども、高齢者の虐待、DV、いじめ等が多発し、さらにはインターネット上の差別書き込みやイトスピーチも増加の一途をたどっています。また、経済的格差が「どもたちや若者、高齢者を苦しめ、「貧困」という社会問題となっています。昨年夏には、神奈川県の障害者施設で残虐な殺傷事件が起りました。「私たちは障がい者である前にひとりの人間です」これはその時の障がい者の人たちの悲痛と憤怒の叫びです。この叫びをわがこととしなければなりません。こうした事件・事象を確かな教訓とし、あらためて私たちは、どうすればこのよくな社会を変え、差別をなくしていくのが、考えなければなりません。

差別撤廃・人権尊重の営みは、だんだんと組織も広まり、条件も整備されてきています。お互いが違いを認めあい、共に生きていくとのできる社会、弱者やマイノリティ（少數）の人たちが、思いや願いを出しあえる社会、そんな「人権のまちづくり」を確実に進めていきましょう。すべての人が尊重され、「自分らしく」生きていくことができる社会を早く実現しましょう。毎月十一日は「人権を確かめあう日」を基軸に、新たな一歩を踏み出しましょう。本日、第二十九回県内一斉集会に参加された皆様とともに、決意を新たに、一〇一七年の、県民の総意として、これまでの取り組みをふりかえり、「発想を新たなものにし、努力を結集して『人権のまちづくり』に邁進しよう」を合言葉に、取り組んでいくことを誓います。

右 決議します。

一〇一七年四月八日